

【③問われた問題の趣旨や規範すらわからないケース】

※趣旨が分かる場合には、【①条文・要件のあてはめだと不適當な結論になるケース】で書いた方が良いと思われる。

具体例：平成28年第1問設問2（3）

<訴訟物>

保証委託契約に基づく事務処理費用償還請求権（民法459条1項）

↓

<請求原因>

- (1)被告を債務者とする債務の発生原因事実
- (2)被告が(1)の債務の保証を原告に委託したこと
- (3)原告が(1)の債務を保証する旨の債権者との間の保証契約が書面によってなされたこと（民法446条2項）
- (4)原告が(3)の保証債務を履行したこと

↓

<本問の事情>

Kは、Eに対し、貸金を交付しておらず、要物契約である金銭消費貸借契約（民法587条）は成立していない。

↓

<あてはめ>

- (1)Eを債務者とする債務の発生原因事実が認められない。

↓

<結論>

したがって、Lの請求は認められないとも思える。

↓

<本問の不都合性>

LがKに584万円を支払った原因は、EがLから事前の通知を受けた際に、Lに対し、主債務が存在するかのように間違えて説明したことにある。

かかる場合に、常にLの請求を認めないとするのは妥当でない。

規範

⇒保証人保護の要請が債務者保護の要請を上回る場合には、保証人の債務者に対する求償権行使を認めるべきであると考え。

↓

<あてはめ>

本件では、上述の通り、Eが、Lに対し、主債務が存在するかのように間違えて説明しているから、Eには帰責性が認められる。

他方、Lは、Eに対し、事前に通知しているから、保証人としてなすべき義務を果たしてい

たとえば（民法463条1項前段参照）、Lには何ら帰責性が認められない。また、Eの上記説明を信じ、Kに対し584万円を支払ったLの信頼を保護する必要もある。

そうだとすれば、保証人Lを保護する要請が、債務者Eを保護する要請を上回るといえるから、LのEに対する求償権行使を認めるべきである。

↓

<本問の結論>

よって、Lの請求は認められる。

※【①条文・要件のあてはめだと不適當な結論になるケース】で書く場合

<本問の不都合性>

上述の通り。

↓

<民法463条1項前段の趣旨>

保証人に対して事前の通知義務を課すことにより、債権者に対抗することができた事由を有していた主たる債務者の権利主張の機会を保障すること。

規範

⇒主たる債務者が、保証人からの事前の通知に際し、債権者に対抗することができた事由を保証人に対し説明せず、当該説明を信じ、保証人が債務の消滅行為に当たる行為をした場合には、かかる信頼を保護すべく、主たる債務者は、当該事由を主張する権利を放棄したとみなして、保証人に対し、当該事由をもって対抗することができないと考える。

↓

<あてはめ>

本件では、Eは、Lから事前の通知を受けた際に、Lに対し、主債務が存在するかのよう
に間違えて説明しており、Kに対抗することができた事由である主債務の不存在について説明していない。

そして、かかる説明を信じ、Lは、Kに対して、584万円を支払っている。

↓

<結論>

したがって、Eは、Lに対し、主債務の不存在を対抗することができない。

↓

<あてはめ>

請求原因(2)、(3)、(4)については省略。

↓

<本問の結論>

よって、Lの請求が認められる。